

平成30年度 滋賀県中小企業活性化施策 実施計画

平成30年4月
滋賀県



滋賀県ちいさな企業応援月間

～地域で活躍する小規模企業をはじめとする中小企業を応援します！～

「中小企業」・「小規模企業」の定義

中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」をいいます。

また、小規模企業とは、同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」をいいます。

「中小企業者」、「小規模企業者」については、具体的には、おおむね下記に該当するものを指します。

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）		うち小規模企業者
	資本金の額または出資の総額	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業・その他の業種（②～④を除く）*	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業*	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

*下記業種については、中小企業関連立法における政令に基づき、以下のとおり定められています。

【中小企業者】 ①製造業 ゴム製品製造業 : 資本金3億円以下または常時雇用する従業員900人以下
③サービス業 ソフトウェア業 : 資本金3億円以下または常時雇用する従業員300人以下
情報処理サービス業 : 資本金3億円以下または常時雇用する従業員300人以下
旅館業 : 資本金5千万円以下または常時雇用する従業員200人以下
【小規模企業者】 ③サービス業 宿泊業・娯楽業 : 常時雇用する従業員20人以下

「ちいさな企業」の定義

「ちいさな企業」とは、「小規模企業をはじめとする中小企業」を指します。

目 次

1. 実施計画の背景 ······	1
(1) 経済の動向等	
(2) 国における動き	
(3) これまでの県の取組	
(4) 平成30年度の県の取組の方向性	
2. 実施計画の位置づけ ······	4
3. 目指す中小企業活性化の姿 ······	5
(1) 目指す姿	
(2) 目指す姿の実現に向けて	
4. 平成30年度実施計画の基本方針 ······	6
(1) 施策の基本的な方向	
(2) 重点事項	
(3) 中小企業者や関係者との連携の促進	
5. 中小企業活性化施策の推進のための措置 ······	9
(1) 実施計画の推進と検証、施策への反映	
(2) 調査研究の実施	
(3) 推進体制の整備	
(4) 財政上および税制上の措置	
6. 施策の体系 ······	10
7. 施策の内容 ······	13
8. 滋賀県ちいさな企業応援月間について ······	30
9. 平成29年度の条例・施策の周知・意見交換等の取組について ······	31
10. 平成28年度の実施計画の実施状況の検証結果について ······	33
滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例 ······	37
滋賀県産業振興ビジョンの概要 ······	39

1. 実施計画の背景

(1) 経済の動向等

我が国の経済動向をみると、景気は、緩やかに回復しており、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

本県経済も、持ち直していますが、景況調査においては、中小企業の景況感は依然として厳しく、景気回復の実感が伴わない状況が続いています。

(平成30年3月月例経済報告（内閣府）、平成30年3月期滋賀県経済指標、平成29年10～12月期景況調査（商工政策課）)

(2) 国における動き

○新産業構造ビジョン等について

平成29年5月に、第4次産業革命への的確に対応するための官民の羅針盤となる「新産業構造ビジョン」が策定されました。このビジョンでは、IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）、ロボットに代表される技術革新によって、生産性向上などあらゆる構造的課題にチャレンジし、解決していくことで、それを経済成長にも繋げ、一人ひとりにとってより豊かな社会を実現することを目指しています。

また、同年7月には、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）が施行されました。この法律は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもので、税制・金融支援や規制の特例措置などが図られることとされています。

○中小企業・小規模事業者の生産性革命について

平成29年12月には、生産性革命と人づくり革命による、更なる経済成長に向けた「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定されました。この中では、新たな設備投資への後押し、賃上げや人的投資への支援、IT・クラウド導入に対する支援などにより、中小企業・小規模事業者の生産性向上に取り組んでいくこととされています。

また、事業承継の集中支援により、中小企業・小規模事業者の円滑な世代交代を図っていくこととされており、事業承継税制の抜本的な拡充など、早期・計画的な事業承継準備段階から事業承継後までシームレスな支援を行っていくこととされています。

(3) これまでの県の取組

本県では企業数を見ると、中小企業が県内企業の99.8%を占めており、地域の経済や社会の担い手として重要な役割を果たしていることから、本県の地域経済および社会を発展させていくためには、中小企業の活性化がますます重要となっています。

そこで、「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づき、中小企業活性化施策に係る実施計画を策定し、中小企業支援施策を着実に推進するとともに、実施計画の実施状況の検証を行い、その結果を中小企業活性化施策に反映してきました。

併せて、関係団体や地域に出向いての意見交換や職員による企業訪問、さらには滋賀県中小企業活性化審議会などを通じて中小企業者等の意見をお聴きしてきました。

さらに、平成25年の中小企業基本法の改正や平成26年6月に施行された小規模企業振興基本法の趣旨を踏まえ条例を改正し、平成28年4月に施行されました。

また、「近江の地場産業および近江の地場產品の振興に関する条例」および「近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例」が、平成28年3月に施行されました。

平成30年1月には、県内19市町と共同で地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定し、国の同意を得たところです。

(4) 平成30年度の県の取組の方向性

○滋賀県基本構想、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略

県政の総合的な推進のための指針である「滋賀県基本構想」（平成27年3月策定）の『夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなでつくろう！新しい豊かさ～』を基本理念に、重点政策として「滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造」などに取り組むこととしています。

また、人口減少を見据え、人口減少を食い止めながら滋賀の強みを伸ばし、活かすことによって豊かな滋賀を築いていくため、「滋賀県基本構想」の重点政策を推進するエンジンとして平成27年10月に策定された「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」では、人口目標や今後目指すべき豊かな滋賀の将来像を提示するとともに、次世代の雇用につながるモノづくりベンチャー企業の輩出や滋賀ならではの新たな産業の創出を進める「次世代のための成長産業創出プロジェクト」など、19のプロジェクトを展開することとしています。

なお、平成30年度当初予算においては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、「だれもが健康で、活躍する社会づくり」、「若者の希望を叶える社会づくり」、「新たな価値の創造・発信」、「琵琶湖や山と人々の暮らしとのつながりの再生」という4つの視点に重点を置き、戦略的な施策構築をすることとしています。

○滋賀県産業振興ビジョン

基本構想の部門別計画として平成27年3月に策定した、産業振興施策を総合的に推進するための中長期の指針となる「滋賀県産業振興ビジョン」においては、『世界にはばたく成長エンジンと地域経済循環の絆で形づくる“滋賀発の産業・雇用”の創造』を基本理念に掲げ、計画的に産業振興施

策を進め、条例に基づく施策の展開と相まって、本県経済の発展、雇用の維持・拡大、地域の活性化を目指すこととしており、その主な担い手として中小企業の活躍が期待されています。

○中小企業の活性化の推進に関する条例

平成28年4月に施行した条例の改正により、小規模企業者の位置付けを明確にするとともに、「滋賀県ちいさな企業応援月間」を新たに条例に位置づけました。この応援月間では、引き続き、中小企業者、関係団体等、国および市町と連携し、一体となって情報発信や施策の周知等、諸活動を積極的に実施し、小規模企業をはじめとする中小企業の活性化を図ることとしています。

○近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例

平成29年3月に基本的な指針を策定し、地場産業や地場産品を取り巻く現状と課題を明らかにするとともに、県が目指すべき方向性や必要な施策の内容を示しました。策定後5年間、この指針に基づき地場産業や地場産品の振興にかかる施策の総合的な推進を図っていくこととしています。

○近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例

近江盆地で生産される品質の高い米と琵琶湖を取り囲む山々を水源とする良質な地下水や伏流水を利用して生産されてきた近江の地酒が果たしている文化的・経済的役割に鑑み、条例では、近江の地酒を積極的に使用してもてなし、その普及を促進していくこととしています。

経済の動向や国の動きを踏まえつつ、滋賀県基本構想、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略、滋賀県産業振興ビジョン、条例等の趣旨を具現化し、中小企業の活性化を引き続き着実に推進していくため、平成30年度中小企業活性化施策実施計画を策定するものとします。

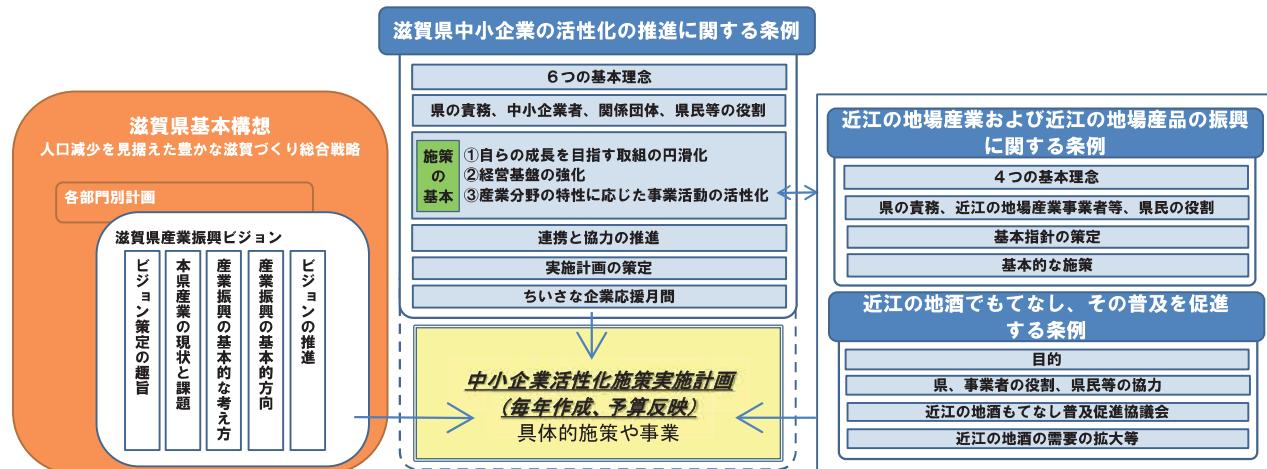
2. 実施計画の位置づけ

この実施計画は、

- ①条例第10条第1項に基づく平成30年度の中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に実施していくための計画
- ②産業振興ビジョンに基づき、中小企業の活性化の視点から施策の具体化を図るもの
- ③中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第4条第1項の規定に基づき都道府県が定める中小企業支援計画

として位置づけます。

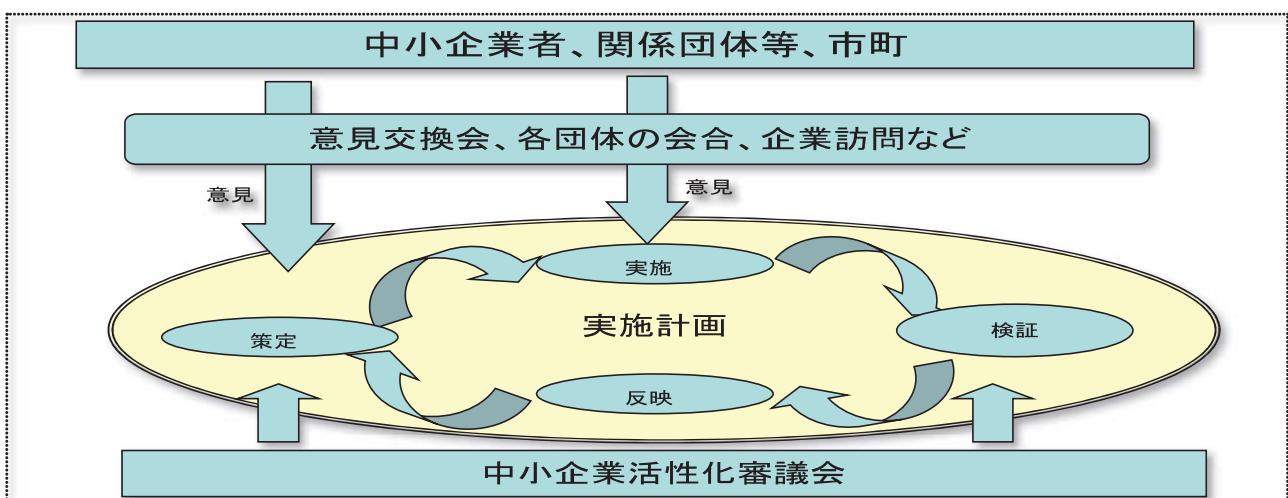
【条例および産業振興ビジョンに基づく具体的な施策や事業の展開】



なお、盛り込んでいる中小企業活性化施策は、概ね3年程度を見据えながら、平成30年度予算に基づく事業や制度などの取組としています。

この実施計画は、次のようなことに活用します。

- ①県の実施する中小企業活性化施策を体系的に取りまとめ、公表し、中小企業者や関係者の皆さんに情報提供する。
- ②実施計画に基づいて、中小企業活性化施策を着実に推進する。
- ③中小企業者や関係者の皆さんからの意見を踏まえ、中小企業活性化審議会の意見を聴いて実施状況の検証を行い、施策に反映する。



3. 目指す中小企業活性化の姿

(1) 目指す姿

－いきいきと活躍する中小企業が創る元気な滋賀－

中小企業は、日本一のモノづくり県である本県の基盤を支えるとともに、地域の商業・サービス業など、県民の暮らしを守り、また、地域づくりの大きな力となっており、本県経済と社会の発展のための主な担い手です。

滋賀県産業振興ビジョン

基本理念：世界にはばたく成長エンジンと地域経済循環の絆で形づくる“滋賀発の産業・雇用”の創造

ビジョンが目指す姿

- これまでの産業集積を基盤にした「新たな成長産業の創出」により、環境と両立した、日本を支えるたくましい経済が創造されています。
- 独自技術や競争力のある商品・サービスを生み出す「挑戦する企業の活躍」により、地域経済の活性化、雇用の維持・拡大が図られています。
- 琵琶湖をはじめとする豊かな地域資源や特性が活かされ、「世界に通用するブランド価値の発信」により、滋賀のステータスが向上しています。
- 地域の課題や日々の暮らしに根ざした「地域貢献企業の集積」により、地域を支え、地域が潤う循環型経済が確立しています。
- 多様な主体の連携の中から生み出される「イノベーションの連続」により、新たな価値が創造され、国内外の需要に迅速かつ柔軟に対応できるビジネスモデルが次々と展開されています。

ビジョンでは、10年後（平成36年（2024年））の姿として、上記の目指す姿を掲げていますが、その実現のためには、中小企業には、自主的・自立的に経営の向上や改善に努め、経営基盤を強化し、また、自らの成長を目指す意欲的な取組を行うことが求められています。

こうした中小企業の取組を支え、その活性化を図るために、県をはじめ中小企業に関係する団体、大企業者、大学などの教育研究機関、金融機関、県民が、条例の趣旨を踏まえ、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

このように、中小企業者の自主的・自立的な努力を尊重しつつ、様々な関係者による一層の連携と協力の下に、県が実施計画に基づき中小企業活性化施策を着実に推進することにより、中小企業が地域でいきいきと活躍し、本県経済の持続的な発展の原動力となり、また、地域に貢献する企業として成長する元気な滋賀を目指します。

(2) 目指す姿の実現に向けて

この「目指す姿」の実現に向けて、県は総合的・計画的に中小企業の活性化の推進を図っていくこととし、毎年度、実施計画を策定し、着実に中小企業活性化施策を展開します。

その実施状況については、中小企業者や関係団体、市町、中小企業活性化審議会の意見を踏まえて検証し、中小企業活性化施策の見直し等の対応を図ります。

4. 平成30年度実施計画の基本方針

(1) 施策の基本的な方向

条例第8条に定める3つの施策の基本に沿って、関係者と連携しながら積極的に中小企業活性化施策を展開します。

また、条例第9条の規定に基づき、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進します。

中小企業の活性化施策の基本方向(条例第8条)

1. 中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化(第8条第2項)

- ①将来において成長発展が期待される分野における参入・事業活動の促進
- ②県民の安全・安心に配慮した事業活動の促進
- ③海外における円滑な事業展開の促進

2. 中小企業の経営基盤の強化(第8条第3項)

- ①中小企業の事業活動を担う人材の確保・育成
- ②中小企業の経営の安定・向上
- ③創業・新事業の創出の促進
- ④中小企業者が供給する物品・役務等への需要の増進

3. 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(第8条第4項)

- ①ものづくり産業
- ②小売商業・サービス業
- ③観光
- ④その他の産業分野

の特性に応じた中小企業の事業機会の増大

中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進(第9条第1項)

(2) 重点事項

平成29年度に実施した団体や地域に出向いての意見交換会やその場でのアンケート調査、職員による企業訪問等により、寄せられた中小企業者や関係者の皆さんとの声などを踏まえ、平成30年度は、以下を重点事項として取り組みます。

①地域を支える小規模企業者への多面的支援

地域の経済や社会の担い手である小規模企業者の活力が最大限に發揮され、事業の持続的な発展が図られるよう、多面的な支援を行います。

具体的には、新たな取組として、小規模事業者による新商品の市場化や販路開拓への取組に対する支援や、伝統的工芸品の新商品開発に向けた支援を実施します。

また、引き続き、ものづくりに携わる小規模企業者の自社分析や受注体制強化に係る支援、近江の地場産業・地域特産品の新商品開発やブランド強化への取組に対する支援、近江の地酒にかかる魅力発信や消費拡大への支援、「滋賀県ちいさな企業応援月間」における情報の発信や施策の活用促進などにも取り組んでいくこととします。

②イノベーション創出、海外展開、創業促進などによる需要開拓支援

地方創生の推進に向け、新たな需要の創出や域外需要の取り込みにより、活力に溢れた地域経済を実現するため、滋賀発のイノベーションの創出、海外展開支援、創業の促進に取り組みます。

具体的には、新たな取組として、若手設計者へのプログラム実施によるオープンイノベーション推進人材の育成、成長性の高い新たな分野に挑戦する取組（地域未来投資）の展開に向けた研究開発プロジェクトの創出・コーディネート支援、ジェトロ滋賀貿易情報センターと連携した本県経済を牽引しうる企業の海外展開支援を実施します。

また、引き続き、水環境ビジネスにおけるビジネスプロジェクトのさらなる創出・展開や、IoTを活用した新たなビジネスモデル創出に対する支援、滋賀発の成長産業の発掘・育成に必要なハンズオン支援、有望なビジネスプランの募集・表彰による滋賀発の新事業の掘り起こし、中小企業振興資金貸付金（開業資金）の要件緩和や金利引き下げ、企業や大学が保有する知的財産の活用の促進などにも取り組んでいくこととします。

③中小企業を支える多様な人材の確保・育成支援、事業承継支援

誰もが多様な個人の能力を発揮し、あらゆる職場で活躍できる施策により、中小企業の大きな課題の一つである人材の確保や社員の育成を支援します。

具体的には、新たな取組として、子どもたちへのモノづくり体験の提供、採用後の従業員に対する人材育成の充実促進、女性の活躍を後押しする企業の取組の発信を行うとともに、経営者についても次世代を担う人材を確保・育成していく必要があることから、支援機関等によるネットワークの構築・事業承継診断の実施や、中小企業振興資金貸付金（事業承継枠）の創設などにより、県内中小企業の事業承継を推進していきます。

また、引き続き、おうみ若者未来サポートセンター等による若年求職者に対する総合的な就労支援、地域の障害者雇用を支える仕組みづくりの推進、インターンシップの推進等による学生の職業観の醸成や県内企業等の理解促進、職業能力開発の振興、人材育成プランナーによる相談対応、中高生に対する職業体験やキャリア教育などに取り組んでいくこととします。

（3）中小企業者や関係者との連携の促進

条例に定める中小企業者および関係者の役割等を踏まえ、県は、次のように中小企業者および関係者に対して、連携を図り、情報の提供、支援、調整等を行います。

また、「滋賀県ちいさな企業応援月間」を新たに条例に位置づけたことにより、より一層、中小企業者や関係団体等と連携し、説明・相談会やセミナーなどを着実に実施することで、小規模企業者への支援を引き続き行うとともに、県民も含めた各主体の意義・役割の再認識と小規模企業者の活性化に向けた機運の醸成を図ります。

さらに、県は、市町に対する説明・意見交換の実施等を通じ、地域の実情を把握しながら、中小企業活性化施策について市町との連携を図ります。

①企業訪問や様々な機会を捉えた意見交換や施策の周知、および実施計画に掲げられた様々な事業の着実な実施に努め、中小企業者の自主的かつ自立的な経営の向上・改善を促進します。また、中小企業の意欲的な取組について、情報発信に努めます。

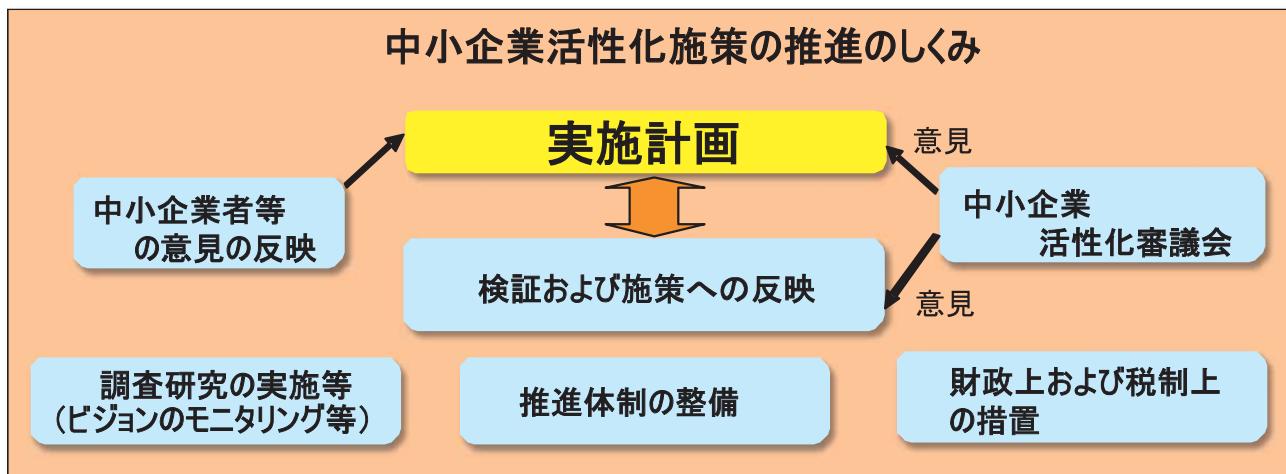
- ②中小企業活性化施策の窓口となる商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などの中小企業に
関係する団体の様々なノウハウや資源を活用するため、これらの団体との意見交換を活発に行
い、施策情報の共有と連携を促進することにより、これらの団体の中小企業の活性化に向けた
積極的な支援および協力を促進します。
- ③大企業者と中小企業者とのマッチングに向けた取組を推進するとともに、大企業やナショナル
チェーンの商工団体への加入を進めるため、企業との連携協定を通じた働きかけなどにより、
大企業者等の取組を促進します。
- ④产学官連携や連携協定による研究活動や人材確保・育成、創業支援の推進などにより、大学そ
の他の教育研究機関の取組を促進します。
- ⑤中小企業者に対する円滑な資金供給や経営支援について連携して支援を行うことなどにより、
金融機関の取組を促進します。
- ⑥ホームページ、メディア、セミナーの開催を通じた啓発などにより、県民の皆さんの中の中小企業
の活性化について関心と理解を深め、中小企業者の供給する物品等の購入など県民の皆さんの
主体的な行動につながるように努めます。

5. 中小企業活性化施策の推進のための措置

中小企業活性化施策を着実かつ効果的に実施するため、次のようなことを実施します。

(1) 実施計画の推進と検証、施策への反映

中小企業活性化施策を推進することと併せて、企業への訪問や地域別や団体別の意見交換会などの開催などにより中小企業者や関係団体、市町等の意見をお聴きし、それらを踏まえた上で、中小企業活性化審議会の意見をお聴きしながら検証を行い、中小企業活性化施策の見直しと次年度の実施計画への反映を図ります。



(2) 調査研究の実施

経済指標の分析や、企業へのアンケートや聞き取りによる景況調査などによる中小企業や県経済の状況の把握、ビジョンの推進にあたり実施するモニタリング調査などを、中小企業活性化施策に活かします。

(3) 推進体制の整備

製造業、商業、サービス業、観光産業、農林水産業、健康福祉産業、建設業など、様々な分野にわたる総合的な中小企業活性化施策の策定と推進を、全庁を挙げて図るため、関係部局により設置した「中小企業活性化推進本部」の適切な運営を通じて、施策の実施に必要な体制を確保します。

(4) 財政上および税制上の措置

実施計画に基づく中小企業活性化施策について、必要な予算措置を講じます。財源については、条例施行を契機に着実に施策を展開するため平成25年度から設置している中小企業活性化推進基金の活用を図るとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策をはじめとした国の施策も活用しながら、事業展開を図ります。

また、法人県民税について、資本金1億円以下で法人税額5千万円以下の中小企業について法人税割の超過税率を適用しない措置により、引き続き負担の軽減を図ります。